

安心生活、JAバンク。

年金受給者向け
定期貯金

もみじ
定期

店頭表示
金利

プラス
年0.20%

(税引後 年0.159%)

上乗せ

令和5年
4月3日月
期間
令和6年
3月29日金

対象になる方

当JAで年金のお受け取りを
ご指定いただいている方

ご契約期間

1年

お預け入れ金額

お一人様につき300万円を限度に
お預かりいたします。

- 初回適用金利は、初回満期日まで適用され、継続後の適用金利は、継続日当日の当組合所定の店頭表示金利となります。
- 窓口でのお取扱いとなります。
- 他の金利上乗せや、キャンペーンとの併用はできません。
- 金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。
- JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

裏面も
ご確認ください。

令和5年4月3日現在

ゆとり倶楽部

JAバンクで年金をお受け取りの方、
お受け取りのご予約をされた方なら
どなたでもご利用いただけます。



電話無料
相談サービス

交通事故
見舞金サービス

ホテル優待
利用サービス

交通事故による死亡、重度後遺障害、後遺障害に
なった場合に最高20万円の見舞金が支給されます。

無料

年金相談会
毎月実施しています。

くわしくはホームページまたは
各支店の窓口・渉外担当者まで
<http://www.jaab.or.jp>

地域・人・未来
JAあいち尾東
～人と地域のための「くらしの拠点」でありつづきたい～



友だち募集中!!
キャンペーン情報や
お得な情報をお届けします。



瀬戸支店 ☎0561-82-8131
山口支店 ☎0561-82-3457
水野支店 ☎0561-48-1128
品野支店 ☎0561-41-1125
尾張旭支店 ☎0561-54-3311

尾張旭東支店 ☎0561-53-2004
本地ヶ原支店 ☎0561-53-5878
豊明支店 ☎0562-92-1341
阿野支店 ☎0562-92-7877
沓掛支店 ☎0562-92-0043

豊明栄支店 ☎0562-97-1385
東郷支店 ☎0561-39-0552
春木支店 ☎0561-38-1132
日進支店 ☎0561-72-0665
米野木支店 ☎0561-73-6117

岩崎支店 ☎0561-73-5831
浅田支店 ☎052-803-4106
長久手支店 ☎0561-63-0012
長久手西支店 ☎0561-62-4511

※令和5年度、阿野支店・沓掛支店は豊明支店と統合予定

年金受給者向け定期貯金

もみじ定期

商品概要

対 象 に な る 方		当JAで年金をお受け取りの方。 ※当JA口座への年金振込が確認できる書類を提示できること。 「指定替えハガキ」または「裁定請求書」を当JAが確認した方。
期 間		1年とします。 預入は、スーパー定期貯金＜単利型＞とします。
預入方法等	預 入 方 法	一括預入とします。
	預 入 金 額	一資格者300万円を限度とします。
	預 入 単 位	10万円以上、1円単位とします。
払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	適 用 金 利	預入時の店頭表示の利率に0.20%を加えた利率を満期日まで適用します。
	利 払 頻 度	満期日に一括して支払います。
	計 算 方 法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
	税 金	お利息には20.315% (国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。
	金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利については、窓口にお問い合わせください。
手 数 料		—
付加できる特約事項		●マル優の取扱いができます。(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) ●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
中途解約時の取扱い		●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・預入期間が6か月未満の解約の場合…解約日における普通貯金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の解約の場合…預入時の利率×50%の利率
貯金(預金)保険制度(公的制度)		保護対象
苦情処理措置および紛争解決措置の内容		苦情処理措置… 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または 金融共済部(電話:0561-72-0033) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置… 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)
その他参考となる事項		●この貯金の取扱期限は、令和6年3月29日までとします。 ●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

令和5年4月3日現在